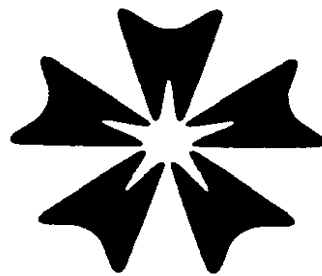


第5期芽室町健康づくり計画

(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

第4章 保健施策に係る計画 進捗状況



めむろ

令和7年3月

北海道芽室町

第4章 保健施策に係る計画

壮年期死亡や高齢期の要介護状態の原因となるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病は、生活習慣の改善によって発症や進行を予防することができると考えられています。「個人の問題」とされてきた自殺では、「社会の問題」として広く認識されるようになってきました。

増え続ける生活習慣病の発症予防や重症化予防を図り、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、これからの長寿社会を地域とのつながりをもって健やかで心豊かに生活するために、町民自らが健康的な生活習慣に対する関心と理解を深め、また、健康寿命の延伸を目指すための具体的な取り組みとなる計画とします。

町民自らが心身の状態に関心を深め、健康を意識した、よりよい生活習慣を実現できるよう、あらゆる機会に健康情報を周知普及し、引き続き一次予防に力を注いだ健康づくりを行います。

また、今後も継続して健（検）診の受診を促し、各種健（検）診により早期発見・早期治療を進めていきます。

1 第5期計画事業一覧

1 栄養・食生活

- 成人食生活改善事業
 - ◆出前健康講座
 - ◆栄養相談
 - ◆栄養業務担当者連絡会議
- 生活習慣改善教室開催事業
 - ◆生活習慣改善教室

2 身体活動・運動

- 成人健康教育相談事業
 - ◆出前健康講座
- 生活習慣改善教室開催事業
 - ◆生活習慣改善教室
- 健康づくり実践団体支援事務
- 健康ポイント制度運営事業

3 たばこ

- 成人健康教育相談事業
 - ◆出前健康講座
 - ◆健康相談

4 こころの健康（自殺対策計画）

- 精神保健普及事業
 - ◆精神保健講演会・出前健康講座
 - ◆相談窓口の周知
 - ◆ゲートキーパー研修会
 - ◆包括的な支援のための連携の推進
 - ◆うつスクリーニング
 - ◆健康相談

※関連する主な事務事業⇒別表

5 歯と口腔の健康

- 成人歯科保健対策事業
 - ◆成人歯科検診
 - ◆妊婦歯科個別健診
 - ◆歯科健康教育

6 がん

- 各種がん検診事業
 - ◆胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん
 - ◆前立腺がん
- 成人健康教育相談事業
 - ◆出前健康講座
 - ◆健康相談
- 健康ポイント制度運営事業

7 糖尿病・循環器疾患

- 健康診査推進事業
 - ◆若年健診、脳ドック
- 成人健康教育相談事業
 - ◆出前健康講座
 - ◆健康相談
- 生活習慣改善教室開催事業
 - ◆生活習慣改善教室
- 健康ポイント制度運営事業
- 特定健診事業
 - ◆特定健診
- 特定保健指導事業
 - ◆特定保健指導
- 国保生活習慣病予防事業
 - ◆重症化予防保健栄養指導
 - ◆特定健診後二次検診
 - ◆若年健診等生活習慣病予防対策

8 感染症

- 高齢者予防接種事業
 - ◆高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成
- インフルエンザ対策事業
 - ◆インフルエンザワクチン接種及び費用助成
- エキノコックス症検診事業
 - ◆エキノコックス症検診
- 健康診査推進事業
 - ◆肝炎ウイルス検診
- 新型コロナウイルス対策ワクチン接種事業

2 栄養・食生活

施策の方針

栄養・食生活は、健康な生活を送るために欠くことのできない要素で、肥満を要因とする生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上及び社会機能の維持・向上の点からも重要です。

関係機関と連携を図り、特に男性や働き盛り世代を重点におき、また、子どもや地域まで視点を広げ、一人ひとりが自身の健康や食生活の関係性を正しく理解し、よりよい食習慣を身につけることができるよう支援します。

施策の主な内容

(1) 成人食生活改善事業

食の安全性や栄養などに関する知識と、「食」を選択する力を養うことにより、健康的な食生活が実践でき、「食」の重要性を再認識し、行動変容へ繋げることができます。

食生活を見直すために基本的な知識や正しい情報について、出前健康講座や広報誌、ホームページ、SNSなどを活用して幅広く周知普及します。

体重管理は、生活習慣病や健康状態と深く関わり、特に、循環器疾患（脳血管疾患、心疾患など）や糖尿病との関連があります。そのため、適正体重を維持している人の増加（肥満の減少）を目指します。

また、食育の日（毎月19日）の啓発や統一献立（年2回）の実施により、地産地消を通じた食の安全や「食」に対する関心を高めるとともに、よりよい食習慣をあらゆるライフステージにおいて学び、考えることができるよう関係機関と連携し、家庭や地域における食育を推進します。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じ、積極的に出前健康講座を実施します。栄養・食生活分野では野菜摂取量の目安や、間食や飲酒の摂り方など、適切な量と質の食事の摂り方について伝えます。

② 栄養相談

栄養や食習慣に関する疑問や悩みを解消するために、個別の栄養相談を実施します。

また、健診受診後の栄養相談を行い、正しい食習慣を身につけられるよう支援します。

③ 栄養業務担当者連絡会議

町内施設に勤務する管理栄養士・栄養士が「食」に関する情報交換や食育の推進について、あらゆる視点での普及啓発活動を行います。

(2) 生活習慣改善教室開催事業

① 生活習慣改善教室

働き盛り世代である40歳から64歳のBMIや腹囲、健診結果（血圧・血糖・脂質）が基準を超える人、20歳の頃から体重が10kg以上増加している人を対象に、運動の実践と栄養に関する学習の機会として、運動機会が減少する冬期間に生活

習慣病予防のための生活習慣改善教室を開催します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目 標	1	35歳～64歳 BMI25以上の割合 (%)	男性 45.3 女性 15.2	男性 41.7 女性 17.7	男性 41.0 女性 17.5	男性 40.3 女性 17.3	男性 39.6 女性 17.1	男性 38.9 女性 16.9	男性 38.2 女性 16.7
	2	35歳～64歳 腹囲男性85cm・女 性90cm以上の割合 (%)	男性 50.6 女性 9.7	男性 48.8 女性 11.9	男性 48.7 女性 11.8	男性 48.6 女性 11.7	男性 48.5 女性 11.6	男性 48.3 女性 11.5	男性 48.2 女性 11.4
	3	20歳～64歳の生活 習慣病に関する出 前健康講座開催数 (回)	9	5	6	7	8	9	10
	4	20歳～64歳の栄養 相談実施数(人)	(実) 44 (延) 58	(実) 33 (延) 39	(実) 36 (延) 43	(実) 40 (延) 47	(実) 44 (延) 52	(実) 48 (延) 57	(実) 53 (延) 63
実 績	1	35歳～64歳 BMI25以上の割合 (%)	男性 43.7 女性 20.6	男性 39.6 女性 22.0	—	—	—	—	—
	2	35歳～64歳 腹囲男性85cm・女 性90cm以上の割合 (%)	男性 53.2 女性 12.5	男性 48.6 女性 12.8	—	—	—	—	—
	3	20歳～64歳の生活 習慣病に関する出 前健康講座開催数 (回)	12	4	—	—	—	—	—
	4	20歳～64歳の栄養 相談実施数(人)	(実) 13 (延) 14	(実) 29 (延) 39	—	—	—	—	—

(1、2は若年健診及び国保特定健診受診者のうちの割合)

(3は精神健康講座を除く)

現 状

一人ひとりが自身の健康や食生活の関係性を正しく理解し、よりよい食習慣を身につけることができるよう、出前健康講座や栄養相談を実施しています。

出前健康講座は、自身や家族の生活を振り返り、健康問題について把握し、健康に関する疑問や不安の軽減や解消ができることを目的に実施しており、内容は歯周疾患2件、栄養、皮下脂肪の落とし方各1件となっています。

栄養相談は、自身やその家族に対して、正しい食習慣や生活習慣病予防について、通年で実施しています。関連計画である「第3期芽室町データヘルス計画」に基づき、若年健診を受診した方への指導を強化して実施しており、肥満や高血糖、脂質異常での相談件数が多く、慢性腎臓病で長期的な介入を必要とする方は、一定間隔で経過を確認しています。

評 価

肥満者への対応として、生活の改善を通じた減量の取り組みを支援するため、生活習慣改善教室の勧奨を行い、参加により減量や生活・食習慣の改善につながっています。

出前健康講座は、開催後に利用者に対しアンケート調査を実施しており、満足度や講座の要望について伺っています。集団での栄養に関する依頼はターゲットが絞り込みにくい状況のため実績が少ない状況です。

栄養相談は、若年健診を受診した方への食事に関する不安の解消や正しい情報の提供を行うことで、適切な食習慣を通して生活習慣病等の改善や重症化予防につながっています。

課 題

肥満は、生活習慣病の危険因子であり、糖尿病や脂質異常症、高血圧症等の発症リスクを高め動脈硬化を進行させます。また、動脈硬化の進行は、日々の生活や食習慣の積み重ねにより引き起こされ、体重管理を含めた改善が重要です。そのため、子どものころから適切な生活が送れるよう、また家族単位で健康的な生活習慣となるよう、乳幼児健診や生活習慣病予防健診を通じて、子育て支援課や教育推進課と継続して連携を図る必要があります。

今後も食事に関する不安軽減や生活習慣病の改善に向け、正しい情報の提供と分かりやすい説明が重要です。さらに、相談内容によっては医療機関等の関係機関と連携を図りながら実施する必要があります。

3 身体活動・運動

施策の方針

適度な運動習慣は、肥満をはじめ高血圧や糖尿病などの、生活習慣病予防や重症化予防につながります。他にも、ストレス解消効果や質の良い睡眠の確保、心の健康維持など、心身の健康維持のためにも重要です。一人ひとりが自分にあった運動習慣を身につけていくことができるよう支援します。

施策の主な内容

(1) 成人健康教育相談事業

運動・身体活動の必要性や適切な運動習慣についての普及、運動講座や団体活動の情報提供を行い、健康行動に活かすことができるよう、健康づくりのための支援を行います。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じ、運動に関するテーマで運動実践も含め、出前健康講座を実施します。

また、すこやかロード(※)や生涯学習課による運動、スポーツに関する生涯学習講座、団体活動の情報提供を行います。

※すこやかロード～北海道と北海道健康づくり財団が認定した身近で気軽に楽しくウォーキングを行うためのコースです。芽室町では、5コースが認定されており、「げんきめむろてくてくマップ」にも掲載されています。

(2) 生活習慣改善教室開催事業 【再掲】

① 生活習慣改善教室 【再掲】

働き盛り世代である40歳から64歳のBMIや腹囲、健診結果(血圧・血糖・脂質)が基準を超える人、20歳の頃から体重が10kg以上増加している人を対象に、運動の実践と栄養に関する学習の機会として、運動機会が減少する冬期間に生活習慣病予防のための生活習慣改善教室を開催します。

(3) 健康づくり実践団体支援事務

健康づくりのための運動組織の活動継続を目的として、「NPO法人生命の貯蓄体操普及会芽室支部」、「おなかまわりスッキリOB会」、「芽室町民歩く会」の活動支援を行います。

(4) 健康ポイント制度運営事業

健康づくりに取り組むための動機付けと、自ら健康管理ができることを目的として事業を実施します。対象者およびポイント付与の基準等についてデジタル化の導入も含めて検討します。

※【再掲】…各分野の取り組み事業で、事業内容が同様の趣旨の場合は、【再掲】と記載します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目 標	1	40歳～64歳の週2回1日30分以上運動をしている人の割合(%)	男性 16.1 女性 13.8	男性 22.7 女性 16.5	男性 23.5 女性 17.3	男性 24.3 女性 18.1	男性 25.1 女性 18.9	男性 25.9 女性 19.7	男性 26.7 女性 20.5
	2	生活習慣改善教室参加者数(人)	40	30	30	30	30	30	30
	3	運動ポイント (1日7,100歩達成者) 平均交換者数 (人/日)		90	180	200	220	240	260
実 績	1	40歳～64歳の週2回1日30分以上運動をしている人の割合(%)	男性 29.0 女性 20.7	男性 34.7 女性 29.1	—	—	—	—	—
	2	生活習慣改善教室参加者数(人)	29	25	—	—	—	—	—
	3	運動ポイント (1日7,100歩達成者) 平均交換者数 (人/日)			—	—	—	—	—

(1は国保特定健診受診者のうちの割合)

現 状

40～64歳の週2回1日30分以上運動をしている人の割合は、増加しています。

生活習慣病改善教室は、対象者の選定方法を一部変更し、特定保健指導対象の方、腹囲が基準値以上の方（男性 85cm 以上、女性 90cm 以上）、BMI25 以上の方を対象とし、生活習慣の改善や減量がより必要な方へ勧奨しました。

運動ポイントについては、ウォーキングモニターを募集し1日7,100歩を目標にウォーキングし報告してもらいました。開始当初100名の方に参加いただきましたが、転出や体調不良等で6名の方が辞退し、1月末時点で94名の方に日々の歩数の報告をしていただいています。

評 価

生活習慣改善教室では運動量の減る冬期間に教室を開催することにより、冬の運動不足の解消につながっています。

ウォーキングモニターでは、毎月のLINE配信により、ウォーキングを継続するた

めの情報提供を実施することができています。また、年2回のアンケートにより、ウォーキングの習慣による健康意識や行動の変化、改善した内容をアンケートにより評価します。

課 題

運動習慣を身につけることができる人をさらに増やしていくために、他課・他機関と連携を図りながら、運動・身体活動の必要性や適切な運動習慣についての普及、運動講座の情報提供を行う必要があります。

生活習慣改善教室では、生活習慣の改善や運動習慣を身につけた方が、教室終了後も維持していく必要があります。

ウォーキングモニターでは、アンケートを分析・評価し、令和8年度以降の事業を検討していく必要があります。

4 たばこ

施策の方針

平成30年に健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に対する知識の普及や防止意識の啓発、環境整備などの措置を、総合的かつ効果的な推進に努めていくことが求められています。

たばこは、がん、循環器疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患など）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病など様々な疾患の原因になり、受動喫煙によっても健康被害が生じます。

禁煙することにより健康改善効果があることは明らかにされていますが、喫煙は依存性があることから、独力で継続的に禁煙することは容易ではありません。禁煙に取り組もうとする人がいつでも支援を得られるよう、環境づくりを行い、禁煙への促進を図ります。

施策の主な内容

(1) 成人健康教育相談事業

「喫煙と健康の関連性」及び「禁煙の必要性」について、健康教育・健康相談を実施します。

また、世界禁煙デー、禁煙週間などを機会とした喫煙や禁煙に関する情報提供を、広報誌やホームページ、SNSなどを活用して幅広く周知します。

喫煙者に対する健康教育は、子育て支援課・教育推進課と連携し、女性や若い世代に向けても情報発信を行います。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じ、対象者の喫煙状況に応じて禁煙に関する出前健康講座を実施します。喫煙による健康への影響や、子どもを含む周囲への受動喫煙の影響、禁煙による健康改善効果、禁煙外来などの具体的な禁煙方法の普及を行い、禁煙や、喫煙をしないきっかけづくりを推進します。

② 健康相談

健診受診後の結果説明会では、喫煙による健康への影響や、禁煙による健康改善効果と具体的な禁煙方法を説明し、禁煙に取り組むきっかけづくりを推進します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目標	1	35歳～64歳の喫煙率(%)	17.0	23.5	22.9	22.3	21.7	21.1	20.5
実績	1	35歳～64歳の喫煙率(%)	22.3	26.0	—	—	—	—	—

(1は若年健診及び国保特定健診受診者のうちの割合)

現 状

喫煙率は増加傾向となっており、特に35歳～39歳の若年層に多い傾向です。健診の結果説明会では、喫煙者に対しパンフレットを活用し禁煙の必要性について説明しています。また、町ホームページでは5月の禁煙週間に合わせて、たばこが健康に与える影響等を周知しています。出前健康講座のメニューとして「禁煙について」を挙げていますが、希望される団体はありませんでした。

評 価

喫煙者がたばこに関する正しい知識をもち、禁煙に取り組むことができるよう、効果的な情報発信や相談対応の継続が必要です。また、新たな喫煙者を減らすことができるよう、たばこが健康に与える影響等についても継続して周知する必要があります。

課 題

特に若年層に対し、できるだけ早期に禁煙に取り組むことができるよう、個々の状況に応じた健康相談を実施します。また、近年は、加熱式たばこが普及していることから、SNS等を活用した正しい知識の周知を図ります。

5 こころの健康（自殺対策計画）

施策の方針

こころの健康は多くの要因が影響し、なかでも身体とこころは相互に関係しています。そのため、心身ともに健康な生活が過ごせるよう、自分にあったストレス解消法を見つけることや、十分な睡眠・休養をとり疲労回復を図ることも、こころの健康を保持する上で重要な要素です。

また、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、人間関係などの社会的要因があることが考えられ、社会の努力で避けることのできる死であるとの認識のもと、失業や多重債務、健康問題、家庭問題などの社会的リスクである「生きることの阻害要因」を減らし、信頼できる人間関係の構築や危機回避能力を身につけることなどの「生きることの促進因子」を増やす取り組みを同時に推進する必要があります。

本計画は、自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、「健康づくりを総合的に行う」といった視点から、自殺対策計画を盛り込んだものとし、引き続き、次の5点を重点施策として取り組みを推進します。

- 1 一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 2 心の健康を支援する環境づくりの整備と心の健康づくりを支援する
- 3 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 4 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 5 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

施策の主な内容

1 一人ひとりの気づきと見守りを促す

（1）精神保健講演会・出前健康講座

一人ひとりが休養や睡眠の重要性、ストレスとの付き合い方やこころの病気の知識など、こころの健康や自殺予防に関する理解を深めることを含めて、誰もがさまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期の「気づき」に対応できるよう、専門家の講演会や地域、職域での学習の機会を充実させます。

（2）相談窓口の周知

役場窓口や弁護士相談会の機会の活用、並びに、ホームページにセルフメンタルチェックを掲載し、他機関において開設しているこころの健康に関する相談窓口も含め、周知を行います。また、広報誌やホームページ、SNSを通じて悩みを抱えやすい女性や働き盛りの世代等に向けて、こころの健康に関する情報提供を行います。

2 心の健康を支援する環境づくりの整備と心の健康づくりを支援する

（1）ゲートキーパー*研修会

地域全体で自殺予防の理解を深め、悩みや困難を抱える人に対して、早期に気づき、適切な対応ができるよう、一般市民をはじめ、自殺者の多い働く人達等に向けてゲートキーパー研修会の開催を推進します。

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが出来る人を指します。

3 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

(1) 包括的な支援のための連携の推進

医療、保健、生活、教育、労働などに関する多職種、他部門の関係機関や団体等の連携を図り、芽室町自立支援協議会ひきこもり支援部会の開催をはじめ包括的な支援体制を推進します。

(2) うつスクリーニング

健診や相談の場で、主に 35 歳から 64 歳の働き盛り世代を対象にスクリーニングを実施し、潜在的なハイリスク者に対して相談支援を行うことで、適正な治療及び正しい知識や意識の普及啓発を図ります。

4 社会全体の自殺リスクを低下させる

(1) 健康相談

悩みを抱えやすい女性や働き盛り世代にとっても相談しやすいよう、来所や訪問以外に電話やメールでも対応します。

5 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(1) 相談窓口の周知

子ども、若者を重点として、こころの健康に関する知識の普及や相談窓口の周知を行います。

現 状

5年間自殺率は、その年によって自殺者数の変動はありますが、増加傾向にあります。また、精神健康相談実施延人数は減少しています。

精神保健講演会や企業や団体からの依頼により出前健康講座を実施し、自殺予防週間や自殺対策強化月間のタイミングで広報誌・SNSなどで相談窓口やセルフメンタルチェックの周知を行っています。また、ゲートキーパー研修会は、北海道いのちの電話に講師を依頼し、令和5年度に役場職員、令和6年度には一般町民を対象に実施しています。うつスクリーニングテストは、集団健診の場で実施し、必要な方には継続して支援を行っています。若者を対象として、二十歳を祝う会、子育てに関する機関、図書館、ハローワーク等でポケットティッシュを配布し、中学一年生には、相談窓口が印字された赤ペンの配布を行っています。

評 価

講演会やゲートキーパー研修会の開催、企業や町民からの出前健康講座の依頼の継続によって、悩みを抱える人との関わり方やこころの健康、自殺予防に関する理解を深める機会となっています。

精神健康相談数の減少は、電話だけではなく SNS 等で気軽に相談できる相談機関が増えたことによる影響が考えられますが、改めて役場の相談窓口についても周知を行っていく必要があります。

うつスクリーニングは、健診時の問診と併せて実施することにより、こころの不調の早期発見や継続支援につながっています。

課 題

自殺率は増加傾向にあり、今後も自身や周りの人のこころの変化や病気を早期発見、

対処することができるよう、相談窓口の周知や精神保健に関する知識の普及の機会を継続していくことは重要です。特に若い世代や女性、働き盛りの年代においては、他課・他機関との連携を図る等、より多くの方々が知る機会が増えるよう周知の方法を工夫していきます。ゲートキーパー研修会は、令和7年度から年1回の開催から出前健康講座として実施し、より多くの町民が身近に心配な方がいた時に気づき・声をかけることができるよう体制を整備します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目標	1	5年間自殺率(人口10万対)	17.3 H29～R3年平均	13.6 R1～R5年平均	13.2 R2～R6年平均	12.8 R3～R7年平均	12.4 R4～R8年平均	12.0 R5～R9年平均	11.6 R6～R10年平均
	2	講演会・健康講座など学習機会数(回)	8	8	8	8	8	8	8
	3	精神健康相談実施延人数(人)	280	160	160	160	160	160	160
	4	うつスクリーニング実施者数(人)	280	270	270	270	270	270	270
	5	40歳～64歳の睡眠で休養がとれている者の割合(%)		63.7	65.5	67.3	69.1	70.9	72.7
実績	1	5年間自殺率(人口10万対)	19.5 H30～R4年平均	22.9 R1～R5年平均	—	—	—	—	—
	2	講演会・健康講座など学習機会数(回)	4	4	—	—	—	—	—
	3	精神健康相談実施延人数(人)	180	93	—	—	—	—	—
	4	うつスクリーニング実施者数(人)	213	231	—	—	—	—	—
	5	40歳～64歳の睡眠で休養がとれている者の割合(%)	77.6	69.5	—	—	—	—	—

(1は厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料(市町村・自殺日・住居地))
(5は国保特定健診受診者のうちの割合)

《こころの健康（自殺対策計画） 関連する主な事務事業 ※別表》

1 一人ひとりの気づきと見守りを促す

事業名	豊かな心を育む人づくり推進事業
事務事業名	教育課程支援事業（小学校）（中学校）
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	児童生徒を対象に、自己肯定感の育成を目的とした講演会等を実施することにより、将来の夢や目標実現のために粘り強く努力することができる活力ある児童生徒を育てます。（命の話誕生学、やる気を引き出す魔法の質問講座、アンガーマネジメント講座など）

2 心の健康を支援する環境づくりの整備と心の健康づくりを支援する

事業名	教職員ストレスチェック事業
事務事業名	学校健康診断実施事業（小学校）（中学校）
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	教職員を対象に、ストレスチェックを行うとともに、委託カウンセラーによる電話相談窓口や、高ストレス者への医師面談の場を設置し、教職員のメンタルヘルス向上に努めます。

事業名	スクールライフアドバイザー配置
事務事業名	児童生徒支援事業
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	児童生徒や保護者、教職員等を対象に、学校生活についての相談を受け付け、カウンセリング、助言・提言、情報収集・提供を行い、問題の早期解決を図ります。

3 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

事業名	自立支援協議会
事務事業名	地域生活支援事業
担当課	健康福祉課障がい福祉係
事業の概要・方針	障がい者がライフステージに応じて適切な障がい福祉サービスを受けることができるように関係機関、団体等との情報共有や意見交換を実施します。

事業名	乳幼児健診アンケート
事務事業名	乳幼児健診・相談事業
担当課	子育て支援課子育て支援係
事業の概要・方針	乳幼児健診・相談で行う問診アンケートでは、子どもの発達の確認のほか、保護者の心身の状態や養育環境、協力者等についての確認を行います。産後うつや児童虐待に関するリスク要因を把握し、保護者の心身の健康に対する支援によりリスク軽減を図ります。

事業名	産後のメンタルヘルス事業
事務事業名	妊婦等相談・支援事業
担当課	子育て支援課子育て支援係
事業の概要・方針	赤ちゃんを出産した全世帯を対象に、新生児訪問（産婦訪問）を行い、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を用いて産後うつ病のスクリーニングを行います。面接やEPDSの結果や親子支援システムにより、ハイリスク要因を把握し、産後ケア事業、産前・産後ヘルパー事業などの必要な資源を紹介し、産婦に対する支援を図ります。

4 社会全体の自殺リスクを低下させる

事業名	障害者相談支援事業
事務事業名	障害者相談支援事業
担当課	健康福祉課障がい福祉係
事業の概要・方針	障がい者や家族等からの様々な相談に応じ、障がい福祉サービスの情報やアドバイスなど必要な支援を行います。

事業名	権利擁護事業（障がい者虐待の対応、障がい者差別解消事業）
事務事業名	地域生活支援事業
担当課	健康福祉課障がい福祉係
事業の概要・方針	障がいのある方への虐待に関する通報・相談窓口を設置します。障がいを理由とする差別解消を推進するとともに町民への啓発活動を実施します。

事業名	妊婦等相談・支援事業
事務事業名	妊婦等相談・支援事業
担当課	子育て支援課子育て支援係
事業の概要・方針	母子手帳交付時や妊婦後期相談時に、すべての妊婦に対しアンケート調査及びハイリスク妊婦アセスメントシートを活用し、産後うつ等に対するリスク要因を把握します。継続支援が必要なハイリスク妊婦については、要支援者台帳に記録し、医療機関との連携を行いながら妊娠中の不安軽減、退院後のスムーズな支援体制を構築します。

事業名	地域包括支援センター運営事業（総合相談支援業務）
事務事業名	地域包括支援センター運営事業
担当課	高齢者支援課在宅支援係
事業の概要・方針	高齢者本人や家族、地域からの相談に対応するため、相談窓口を開設し、支援の必要な方が戸惑わずに利用できるよう周知します。

事業名	こども家庭センター運営事業
事務事業名	こども家庭センター運営事業
担当課	子育て支援課子育て支援係
事業の概要・方針	全妊婦に支援プランを作成し、活用できる資源の利用を促します。ハイリスク妊婦へは、関係者会議において情報共有を行い、様々な視点での支援の方向性を協議し、産後の初期段階における支援体制を確保します。 また、令和 6 年度には「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が一体化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援機能を有する「こども家庭センター」の設置を行います。

事業名	生活困窮者自立相談支援等事業
事務事業名	生活困窮者自立相談支援等事業
担当課	健康福祉課社会福祉係
事業の概要・方針	生活困窮相談内容に応じて、問題解決のために、生活や仕事についての相談は生活自立支援事業「とかち生活あんしんセンター」、「ハローワーク」等の機関へ連携、法的相談・多重債務に関しては無料弁護士相談窓口の情報提供等、迅速な対応を行っています。相談者の問題を解決するため多様な手段の確保と情報提供の充実に努めています。

事業名	DV被害対策事業
事務事業名	DV被害対策事業
担当課	健康福祉課社会福祉係
事業の概要・方針	DV相談については十勝総合振興局の担当課等へ連絡をし、迅速な対応を行っています。相談者の問題を解決するため多様な手段の確保と情報提供の充実に努めています。

5 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

事業名	いじめ防止基本方針
事務事業名	児童生徒支援事業
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	教育委員会及び各小・中学校において、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ未然防止、いじめ早期発見・対応等に取り組めます。

事業名	子どもの権利委員会運営事業
事務事業名	要保護児童対策事業
担当課	子育て支援課子育て支援係
事業の概要・方針	子どもの権利に関する条例の普及・啓発を行い、子どもが直接悩み事などを表明できる環境を整えます。 子どもの権利侵害に対して、適切な権利救済を行う「子どもの権利委員会」を運営します。また、虐待などの通告があった場合には、要保護児童対策地域協議会により、関係機関との連携を行い、ヤングケアラーへの相談支援体制を含め、必要な対応を実施します。

事業名	教育支援センター「ゆうゆう」の設置
事務事業名	児童生徒支援事業
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	不登校児童生徒の学習機会や居場所の提供を行い、ひきこもりを防ぐとともに、学校復帰の助言・手助けを行います。

事業名	不登校支援システムの推進
事務事業名	児童生徒支援事業
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	芽室町不登校支援システムを推進し、登校に困難を抱える児童生徒への支援に関して組織的に対応することにより、多様な学びの保障に努めます。

事業名	就学援助事業
事務事業名	要・準要保護児童生徒支援事業（小学校）（中学校）
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	児童生徒を持つ保護者で、経済的な理由により就学費の支払いが困難な世帯を対象に、学用品費や給食費、修学旅行費等の援助を行うことで、安心して子どもを学校に通わせることができるようにします。

事業名	私立高等学校生徒授業料補助
事務事業名	大学等就学支援事業
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	私立高等学校に通う生徒を持つ保護者で、経済的な理由により授業料の納入が困難な世帯を対象に、授業料の一部を補助することで、安心して子どもを学校に通わせることができるようにします。

事業名	大学等奨学金貸付事業
事務事業名	大学等就学支援事業
担当課	教育推進課教育推進係
事業の概要・方針	経済的な理由により奨学金が必要な方を対象に、無利子で奨学金を貸付し、就学の機会を確保できるようにします。

事業名	風の子めむろ
事務事業名	子どもの居場所づくり推進事業
担当課	子育て支援課子育て支援係
事業の概要・方針	年間を通じて子どもが集える場所を設け、学習支援、食事の提供、日常の遊びを提供します。貧困や学校における悩みなど、子どもが抱える様々な問題を発見し、関係機関と情報共有を行いながら必要な対応を実施します。

6 歯と口腔の健康

施策の方針

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進は、豊かな人生を送るための基礎となります。むし歯や歯周病により歯を喪失することは、食生活や社会生活にも支障をきたし、全身の健康にも影響を与えます。口腔機能の維持・向上を進めるため、ライフステージでの課題に合わせて、積極的に歯科検診や歯科健康教育を実施し、歯と口腔の管理を充実させます。

施策の主な内容

(1) 成人歯科保健対策事業

むし歯と歯周病が全身の健康に及ぼす影響や管理の重要性に関する知識の普及と、予防及び早期発見・早期治療につながることを目指し、健康教育や検診を実施します。

また、「歯と口の健康週間（6月4日～6月10日）」などを活用し、生活習慣病対策とあわせ、歯科検診や8020運動など歯及び口腔の健康に関する情報を、広報誌やホームページ、SNSなどを活用して、幅広い年代へ周知します。

① 成人歯科検診

20歳以上を対象に、検診と歯科指導を行い、むし歯と歯周病を早期発見します。適正なブラッシングなど、日常の自己管理の方法を学ぶ機会を継続します。後期高齢者には口腔機能評価に則した歯科指導を加え、オーラルフレイル※の予防を目指します。

※オーラルフレイル：口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰えのひとつを指し、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増える、口の乾燥などの些細な症状から始まるため、見逃しやすく、気づきにくい特徴があります。

② 妊婦歯科個別検診

妊婦歯科個別検診を実施し、妊娠期をきっかけとした歯科検診の受診や歯科保健の情報提供により、歯科疾患の早期発見・治療、歯及び口腔の健康の保持・増進を推進します。

③ 歯科健康教育

歯科衛生士による、むし歯と歯周病が全身の健康に及ぼす影響や、正しいブラッシングなど日常の自己管理の方法を学ぶ機会を提供します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目標	1	歯科検診受診数 (人)	60	35	40	45	50	55	60
	2	妊婦歯科個別検 診受診率(%)		26	29	32	35	39	43
	3	歯科健康教育を受 けた数(人)	95	65	72	79	86	93	100
実績	1	歯科検診受診数 (人)	27	28	—	—	—	—	—
	2	妊婦歯科個別検 診受診率(%)	24.7	18.6	—	—	—	—	—
	3	歯科健康教育を受 けた数(人)	27	83	—	—	—	—	—

現 状

歯科検診受診数は横ばいで推移、妊婦歯科個別検診受診率は減少傾向です。

成人歯科検診は、20歳以上の町民を対象に、年3回集団歯科検診として実施しています。受診者数増加のために、肝炎ウイルス検診の節目年齢への受診勧奨と併せて個別案内の送付、柏樹学園・集団健(検)診・パパママ教室との同日開催、広報誌や新聞折込みチラシによる周知を行っています。

妊婦歯科個別歯科検診は、子育て支援課と連携を図り、母子手帳交付時と妊娠後期の保健指導時の2回勧奨を行っています。

歯科健康教育は、成人歯科検診や出前健康講座の場面で、歯科衛生士による口腔衛生の正しい知識の普及啓発や、後期高齢者へ口腔機能を測定・評価し、歯科指導を実施しています。令和5年度は歯科に関する出前健康講座の依頼はありませんでしたが、令和6年度では、歯科衛生士による出前健康講座を2団体に実施しています。

評 価

歯科検診によってブラッシング等の自己管理方法を学ぶ機会や、むし歯や歯周病等の早期発見・早期治療につながると考えますが、成人歯科検診・妊婦歯科個別検診ともに、受診者数は伸び悩んでいる状況です。

歯科健康教育では、成人歯科検診や健康教育の機会により歯科保健に関する知識の普及を図ることができています。

課 題

歯や口腔の状態は、全身の健康状態やADLにも影響することから、歯科検診の受診や歯科保健の重要性を幅広い年代に周知していく必要があります。

成人歯科検診・妊婦歯科個別検診では、他課とも連携を図りながら周知方法を検討していくとともに、受診者の利便性も考慮し、検診体制の見直しを行っていきます。

7 がん

施策の方針

がんは、国と同様、芽室町における死因の第1位となっています。その死亡者数は総死亡者数の約3割を占めており、予防と早期発見に努めることが重要です。

一次予防として運動や食生活・喫煙などの生活習慣による危険因子について、正しい知識の普及啓発を積極的に推進します。

また、二次予防として各種がん検診を実施し、未受診者対策とともに受診しやすい体制づくりを行うことで受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療による死亡、罹患の減少を目指します。

また、国が示す「第4期がん対策推進基本計画」では、がん対策の基本的な柱の一つとして「アピアランスケア※も含めたがんと共生」が示されており、がん治療等に係る相談窓口を周知するほか、がん患者のアピアランスケアの支援について検討を推進します。

※アピアランスケア：医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア

施策の主な内容

(1) 各種がん検診事業

がんの早期発見・早期治療を目的に各種がん検診を実施します。国の指針に基づき行う胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診を「対策型検診」、それ以外を「任意型検診」として実施します。

① がん検診

対策型検診の胃・肺・大腸がん検診は40歳以上（ただし、若年健診と同時実施の場合のみ35歳以上）を対象に毎年、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上を対象に2年に1回実施します。任意型検診の前立腺がん検診は50歳以上を対象に実施します。

より多くの方に検診を受けてもらえるよう、チラシや広報誌、ホームページ、SNSなどを活用して幅広く周知するとともに、個別受診勧奨や未受診者に対する再勧奨を行い、受診率の向上を図ります。そして、デジタルを活用した検診の申し込みや、夜間や土・日曜日の検診実施、託児付きにすることで受診者の利便性を図ります。

また、女性特有のがん対策として、特定の年齢の対象者に子宮頸がん・乳がん検診の料金が無料となるクーポン券と検診手帳を配布し、受診の促進とがんの早期発見、正しい健康情報の普及啓発を図り、自らの健康を意識し保持増進を目指すことを支援します。

(2) 成人健康教育相談事業

がんの一次予防に関する知識の普及を積極的に進めるために、健康教育・健康相談を実施します。

また、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、運動や食生活など、生活習慣病予防をはじめとする知識の普及を行い、町民自らが取り組むことのできる予防対策

を推進します。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じ、積極的に出前健康講座を行います。

② 健康相談

がん検診全般についての相談に対応するほか、がん患者の悩みや不安を軽減することができるよう、がん治療やアピアランスケアに関する相談窓口を周知します。

(3) 健康ポイント制度運営事業

がん検診受診の定着を促すとともに、積極的に健康づくりに取り組むことを推進するため、関係機関と連携のもと、ポイント付与の基準等について検討します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目標	1	胃がん 検診	1,995 (17.0%)	1,275 (10.9%)	1,333 (11.4%)	1,392 (11.9%)	1,450 (12.4%)	1,509 (12.9%)	1,567 (13.4%)
	2	肺がん 検診	1,995 (17.0%)	1,275 (10.9%)	1,333 (11.4%)	1,392 (11.9%)	1,450 (12.4%)	1,509 (12.9%)	1,567 (13.4%)
	3	大腸がん 検診	1,995 (17.0%)	1,275 (10.9%)	1,333 (11.4%)	1,392 (11.9%)	1,450 (12.4%)	1,509 (12.9%)	1,567 (13.4%)
	4	子宮頸がん 検診	1,420 (18.0%)	994 (12.8%)	1,033 (13.3%)	1,072 (13.8%)	1,110 (14.3%)	1,149 (14.8%)	1,188 (15.3%)
	5	乳がん 検診	1,880 (30.0%)	1,239 (19.7%)	1,270 (20.2%)	1,302 (20.7%)	1,333 (21.2%)	1,365 (21.7%)	1,396 (22.2%)
実績	1	胃がん 検診	1,032 (8.9%)	920 (7.9%)	—	—	—	—	—
	2	肺がん 検診	1,180 (10.1%)	1,076 (9.3%)	—	—	—	—	—
	3	大腸がん 検診	1,185 (10.2%)	1,091 (9.4%)	—	—	—	—	—
	4	子宮頸がん 検診	950 (12.3%)	887 (11.5%)	—	—	—	—	—
	5	乳がん 検診	1,229 (19.6%)	1,095 (17.6%)	—	—	—	—	—

※子宮頸がん・乳がん検診は隔年受診のため、受診数は前年度との合算。

※対象者数は、国の「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」に準じて、40 歳以上の全住民（子宮頸がんは 20 歳以上、乳がんは 40 歳以上の女性）としている。

現 状

令和5年度に比べ令和6年度の各がん検診受診者数は減少傾向です。

対策型検診の胃・肺・大腸がん検診は40歳以上を対象としており、委託機関には公立芽室病院、帯広厚生病院（施設・巡回）、結核予防会があります。子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上を対象としており、帯広厚生病院、結核予防会、帯広市内医療機関に委託しています。

子宮頸がん検診、乳がん検診では、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を活用し、子宮頸がん検診は20歳の方、乳がん検診は40歳の方へ無料クーポン券を配布しています。さらに、町独自の取組として、子宮頸がん検診は25歳～40歳、乳がん検診は45歳～60歳の5歳刻みで無料クーポン券の配布を行っています。無料クーポン券対象や昨年度に受診した方で未受診者の方には個別通知の送付、講演会等でがん検診のチラシやパンフレットの設置により受診勧奨を行っています。

出前健康講座では、依頼のあった団体にがんを予防するための生活習慣や、乳がんの自己チェックの方法等についての健康教育を行っています。

令和6年度よりがん患者ウィッグ等購入費助成を実施し、令和7年1月末現在で12件の申請がありました。

評 価

各がん検診の受診者数は減少傾向にあり、特に子宮頸がん・乳がん検診では芽室町公式LINEの申込みフォームが定着していますが、受診者数の増加のためには、幅広く周知を行っていく必要があります。

また、出前健康講座では、がん検診の受診勧奨やがん予防のための生活習慣について学ぶ機会となっています。

がん患者ウィッグ等購入費助成では、初年度から多くの方の申請があり、対象者が情報を得ることができるよう今後も定期的に周知を行っていく必要があります。

課 題

がんを予防していくためには、がん検診を定期的に受診することに留まらず、日頃からがん予防を意識した生活習慣に取り組むことが重要です。

今後も受診率向上のため、町民が集まる様々な機会や場所（講演会、保健福祉センター、子育て関連機関等）を活用し、受診の必要性について内容を工夫して情報発信を行っています。また、胃がん・大腸がんの単独検診は集団検診のみの実施であったため、今後は気軽に受診できるよう町内医療機関での個別検診の体制を整備していきます。

出前健康講座では、今後もがん予防のための生活習慣について継続的に普及啓発を行っています。

8 糖尿病・循環器疾患

施策の方針

循環器疾患は、血管の損傷によって起こる疾患で、危険因子である、高血圧・脂質異常・喫煙・糖尿病の管理が重要です。

町民一人ひとりの自己管理の積極的な推進が重要であり、健診受診を勧奨し、検査結果による客観的データに基づいた支援を展開することで、糖尿病や循環器疾患の有病者の増加の抑制と重症化予防を図ることを目指します。

施策の主な内容

(1) 健康診査推進事業

若年層に対する健診や脳ドックなどの健診を実施し、健診受診により病気の早期発見を図り、生活習慣を改善する機会とします。

① 若年健診

若い頃からの生活習慣病の予防意識の普及と早期発見のため、35 歳から 39 歳を対象に健康診査を実施します。また、国保医療係で実施する 18 歳から 34 歳の国民健康保険被保険者を対象とした健診を協働で実施します。

② 脳ドック

無症候、あるいは未発症の脳及び脳血管疾患あるいはその危険因子を発見し、これらの脳血管疾患の発症あるいは進行を防止するため、35 歳以上を対象に脳ドックを実施します。疾病の早期発見・早期治療に結びつけるため、特に壮年期に重点をおいた受診勧奨を実施します。

(2) 成人健康教育相談事業

栄養バランスや運動、適正体重の維持など若い頃からの生活習慣病の一次予防を広報誌やホームページ、SNSなどを活用して幅広く周知します。

脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病や高血圧に関する知識の普及や意識の向上のために、健康教育を実施します。

また、健診受診後の結果説明会では、健診結果の内容を踏まえ、自らの生活習慣を振り返り、健康に関する不安や疑問を軽減し、健康的な生活習慣に取り組むことができるよう支援します。

① 出前健康講座

地域の各種団体からの要請に応じ、自己の健康状態が確認できる情報提供や脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病や高血圧などの生活習慣病に関する出前健康講座を実施します。

② 健康相談

肥満、高血圧、脂質異常、糖尿病の危険因子を有した生活習慣の改善や、健康に関する不安や疑問の軽減に向け、健診後の結果説明会や健康相談を実施します。

(3) 生活習慣改善教室開催事業 【再掲】

① 生活習慣改善教室 【再掲】

働き盛り世代である 40 歳から 64 歳の BMI や腹囲、健診結果（血圧・血糖・脂質）が基準を超える人、20 歳の頃から体重が 10 kg 以上増加している人を対象に、運動の実践と栄養に関する学習の機会として、運動機会が減少する冬期間に生活習慣病予防のための生活習慣改善教室を開催します。

(4) 健康ポイント制度運営事業 【再掲】

健康づくりに取り組むための動機付けと、自ら健康管理ができることを目的として事業を実施します。対象者およびポイント付与の基準等についてデジタル化の導入も含めて検討します。

（５）特定健診事業

自身の健康状態を知り、生活習慣を振り返る機会である健診は、データヘルス計画に基づき、国保医療係と協働し、40 歳以上の芽室町国民健康保険被保険者を対象に特定健診を実施します。

① 特定健診事業

生活習慣病の早期発見のため、特定健診の受診勧奨を推進します。特定健診の受診率向上のため、未受診者対策として特定健診のPRを積極的に行い、通院中の方の検査データを受領するなどの取り組みを実施します。

また、健診の実施にあたっては、実施機関との連携を図りながら、受診者の利便性も考慮した体制を作ります。

（６）特定保健指導事業

データヘルス計画に基づき、国保医療係と協働し、特定健診を受け、積極的支援・動機付け支援に階層化された人を対象に特定保健指導を実施し、生活習慣の改善による疾病の発症予防を目指します。

① 特定保健指導事業

生活習慣の改善に向けて、自身の健康問題を意識し、改善に向けての行動をとることを支援し、特定保健指導の利用を推進します。

（７）国保生活習慣病予防事業

生活習慣病を予防するために、健康づくりの普及啓発を行い、健診受診による疾病の早期発見・早期治療を推進し、合併症の発症や重症化の予防対策を進めます。

① 重症化予防保健栄養指導

糖尿病や脂質異常、高血圧は生活習慣病を誘発するとともに、腎機能低下や心房細動は早期に適切な治療や生活習慣の改善が必要です。そのため、健診結果を基に、受診勧奨値以上を対象に、病態に応じた指導を実施します。なお、医療機関と治療方針や通院状況、内服薬などを確認しながら支援します。

また、治療中断や合併症の発症など多角的に評価しながら指導を実施します。

② 特定健診後二次検診

糖尿病の危険因子は、加齢や家族歴、肥満、身体活動の低下、耐糖能異常などがあり、これらの危険因子を早期に発見することが循環器疾患の予防対策となります。身体の疾病発症のリスクを理解し、生活改善に取り組むことができるよう支援します。

また、検診結果について詳細に説明し、医療機関と連携を図りながら実施します。

③ 若年健診等生活習慣病予防対策

18 歳から 39 歳の健診受診者を対象に、家族全体の視点に立った生活習慣改善に向けて支援します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目標	1	若年健診受診者数(人)	100	100	100	100	100	100	100
	2	40歳～64歳の高血圧者 (140/90mmHg以上)の 割合(%)	男性 13.7 女性 10.0	男性 12.7 女性 9.9	男性 12.6 女性 9.8	男性 12.5 女性 9.7	男性 12.4 女性 9.6	男性 12.3 女性 9.5	男性 12.2 女性 9.4
	3	40歳～64歳の脂質異常 症者(LDL-コレステロ ール160mg/dl以 上)の割合(%)	男性 8.4 女性 13.2	男性 12.3 女性 8.3	男性 12.1 女性 8.1	男性 11.9 女性 7.9	男性 11.7 女性 7.7	男性 11.5 女性 7.5	男性 11.3 女性 7.3
	4	40歳～64歳の血糖コン トロール不良者 (HbA1c8.0%以上)の 割合(%)		男性 1.8 女性 0.7	男性 1.7 女性 0.7	男性 1.6 女性 0.7	男性 1.5 女性 0.7	男性 1.4 女性 0.7	男性 1.3 女性 0.6
	5	糖尿病性腎症による年 間新規透析導入者数	3	2	2	2	2	2	1
	6	40歳～64歳のメタボリッ ク症候群の該当者 及び予備群の割合(%)	該当者11.4 予備群9.6	該当者14.8 予備群9.3	該当者14.6 予備群9.1	該当者14.4 予備群8.9	該当者14.2 予備群8.7	該当者14.0 予備群8.5	該当者13.8 予備群8.3
	7	特定健診受診率(%)	55.0	41.0	43.0	45.0	46.0	48.0	50.0
	8	特定保健指導実施率(%)	70.0	64.8	65.3	65.9	66.5	67.1	67.8
実績	1	若年健診受診者数(人)	65	55	—	—	—	—	—
	2	40歳～64歳の高血圧者 (140/90mmHg以上)の 割合(%)	男性 16.1 女性 11.6	男性 16.8 女性 16.5	—	—	—	—	—
	3	40歳～64歳の脂質異常 症者(LDL-コレステロ ール160mg/dl以 上)の割合(%)	男性 9.4 女性 8.0	男性 12.1 女性 10.1	—	—	—	—	—
	4	40歳～64歳の血糖コン トロール不良者 (HbA1c8.0%以上)の 割合(%)	男性 2.8 女性 0.4	男性 2.8 女性 0.9	—	—	—	—	—
	5	糖尿病性腎症による年 間新規透析導入者数	0	1	—	—	—	—	—
	6	40歳～64歳のメタボリッ ク症候群の該当者 及び予備群の割合(%)	該当者14.1 予備群13.1	該当者17.6 予備群11.1	—	—	—	—	—
	7	特定健診受診率(%)	36.9	29.9	—	—	—	—	—
	8	特定保健指導実施率(%)	56.3	11.9	—	—	—	—	—

(2～6は国保特定健診受診者のうちの割合)
(7、8はデータヘルス計画に準じる)

現 状

令和6年度は「第3期芽室町データヘルス計画」に基づき、若年健診を受診した方への指導を強化して実施しました。

また、健診の受診勧奨を強化し、戸別訪問のほか、電話での受診勧奨を行い、健診の受診に繋がっています。

重症化予防保健栄養指導では、個別訪問、電話、郵送等で介入を行っています。医療未受診の方へは、受診勧奨を行い、勧奨後の受診を確認する等、長期的な介入を必要とする方は、一定間隔で経過を確認しています。

評 価

健診の実施、受診勧奨を行うことで、健康に対する意識づけになり、生活習慣病の早期発見に繋がっています。また、健診により発見された高血圧、脂質異常、高血糖の有病者及びメタボリックシンドローム該当者・予備群の方に対する健康相談により、有病者の減少、外来受診率の増加につながっていくと考えます。

また、重症化予防保健栄養指導として、治療中者に対しても、糖尿病連携手帳を用い、かかりつけ医療機関と連携を図りながら、指導の実施を継続していきます。

加えて、データヘルス計画に則り、未治療者や治療中断者の把握に努めます。

課 題

より多くの方が健診を受診することにより、生活習慣病の予防や早期発見につながることから、今後も未受診者への受診勧奨をさらにすすめるとともに、有病者でありながら未治療や治療を中断している方に対する生活習慣改善への健康相談及び医療機関との連携を継続していくことが必要です。また、データヘルス計画等の関連する施策と相互性を図りながら、動脈硬化性疾患の予防及び重症化を軽減することが重要と考えます。

9 感染症

施策の方針

検診による感染の確認や、予防接種により発症や重症化、合併症の予防につながる感染症に対し、予防接種法の改正など国の動向に注視しながら予防対策を行います。

バランスの良い食事や運動習慣、健診受診等の生活習慣病対策は、新型コロナウイルス感染症等の重症化予防にもつながり、今後新たな感染症の流行にも有効です。平時からの予防接種や手洗いなどの日常生活における予防対策の周知普及と併せて、生活習慣病対策を推進し、感染症による身体機能・社会機能の低下の予防を目指します。

施策の主な内容

(1) 高齢者予防接種事業

高齢者の肺炎の発症と、重症化や合併症の予防を目指し、肺炎球菌ワクチンの特性の周知普及と、接種費用の助成を行います。

① 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成

予防接種法に定める接種日における年齢が満65歳及び、60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能障害などを有した人を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成します。

(2) インフルエンザ対策事業

一人ひとりが取り組むべきインフルエンザの感染予防対策の周知普及を行い、蔓延防止を図るとともに、高齢者のインフルエンザの感染や重症化、合併症の予防のため、インフルエンザのワクチン接種を実施し、接種費用の助成を行います。

① インフルエンザワクチン接種及び接種費用助成

予防接種法に定める 65 歳以上及び、60 歳以上 65 歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能障害などを有した人を対象に、インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します。

(3) エキノコックス症検診事業

エキノコックス症の予防と感染の早期発見を目的に、エキノコックス症検診を実施します。

また、感染源や日常生活での注意点など、感染を予防するための情報の周知普及を図ります。

① エキノコックス症検診

小学3年生以上を対象にエキノコックス症検診を実施します。検診は受診者の利便性を考慮し土日の集団健診にあわせて行い、関係部局との連携のもと、猟友会会員や小中学生など、感染の機会が多い人には、個別に案内を行い受診を勧めます。(受診は5年毎)

(4) 健康診査推進事業

健康増進法に基づき、B型及びC型肝炎のウイルス検診を行い、感染の早期発見・早期治療を目指します。

① 肝炎ウイルス検診

対象は希望者とし、特に過去に受診歴のない40歳以上の人には積極的に受診を勧めます。検診は受診者の利便性を考慮し、土日の集団健診にあわせて実施します。

(5) 新型コロナウイルス対策ワクチン接種事業

予防接種法に基づき、必要に応じてワクチン接種の体制を整備します。

■ 成果指標

		目標値	2023 令和5年度	2024 令和6年度 (1月末現在)	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
目 標	1	高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成数(人)	100	135	135	135	135	135	135
	2	インフルエンザワクチン接種者数(人)	3,154	3,067	3,076	3,085	3,094	3,103	3,111
	3	エキノコックス症検診受診数(人)	35	58	58	58	58	58	58
	4	肝炎ウイルス検診受診数(人)	95	105	105	105	105	105	105
実 績	1	高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成数(人)	177	49	—	—	—	—	—
	2	インフルエンザワクチン接種者数(人)	2,555	2,336	—	—	—	—	—
	3	エキノコックス症検診受診数(人)	60	29	—	—	—	—	—
	4	肝炎ウイルス検診受診数(人)	109	78	—	—	—	—	—

現 状

高齢者肺炎球菌感染症の定期接種は、65歳になる方、および経過措置として年度内に70歳から100歳(5歳刻み)に達する方へ接種を行ってきましたが、令和5年度で経過措置が終了となりました。

インフルエンザ対策は、流行期の感染予防についての周知普及と予防接種法による対象者に対する接種費用の助成を行い、令和6年度からは個人負担額を定額化しました。

エキノコックス症検診は年2回(土日に実施)、肝炎ウイルス検診は年5回(うち2回は土日実施)、いずれも集団健診に併せて実施し、エキノコックス症検診では、猟友会の他、小中学校を通じて保護者へ案内文を配布、肝炎ウイルス症検診では、40歳から60歳の5歳刻み年齢の方に、個別通知による勧奨を行っています。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年度までは予防接種法に基づく特例臨時接種として接種を実施してきましたが、令和6年度からは定期接種の位置付けとなり、予防接種法による対象者に対する接種費用の助成を行っています。

評 価

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成数は、令和5年度は経過措置の最終年度となったことから増加しました。令和6年度は、対象となる方への個別通知を継続して実施し、接種を希望される方が接種できる環境を整えています。

また、インフルエンザワクチン接種および新型コロナワクチン接種についても、広報や新聞折込等により接種の周知を実施し、接種を希望される方が接種できる環境を整えています。

エキノкокクス症検診及び肝炎ウイルス検診は、年度により受診数の増減はありますが、感染症の早期発見の機会となることから、今後も検診の機会を確保し、重点を置いた周知を継続します。

課 題

感染症の予防対策や各種ワクチン接種の助成制度、検診について周知普及活動を継続します。また、令和7年度からは带状疱疹ワクチンが定期接種化されることから、接種体制を整備します。

10 推進体制の整備

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚し、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけており、また、自殺対策基本法第13条では、自治体における自殺対策計画の策定を義務づけています。生活の質の向上を目指して町民の健康づくりを進めるため、個人や地域、職場の活動において、一人ひとりが自らの健康について考え、芽室町が主体となって実施する保健事業を通じ、知識の習得、生活習慣の改善、生活習慣病の発症及び重症化の予防の取り組みを一体となり進めます。

町民一人ひとりや家族、地域、各種団体等との協力を図るとともに、また、子育て、福祉、保健、介護、教育、農業等の庁内関係課のみならず、関係団体や医療機関と情報共有を図り、町民の健康づくりのための支援と環境づくりを推進します。